

○栗原市建設関連業務に係る競争入札の参加登録等に関する要綱

平成20年1月21日

告示第8号

改正 平成30年3月30日告示第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗原市財務規則（平成17年栗原市規則第38号）第87条及び第88条の規定に基づき、市が発注する建設工事に係る調査、測量又は設計の業務（以下「建設関連業務」という。）の請負に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するため、市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び市長の承認を受けた者であって、業種又は部門の追加を受けようとするもの（以下「追加申請者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30告示89・一部改正)

(参加資格)

第2条 申請者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 参加資格を有する者であって、第13条第1項の規定による参加資格の取消しを受け、同条第3項に規定する期間（以下「入札参加資格喪失期間」という。）を経過していないもの（第12条の規定に該当する者を除く。）
- (3) 参加資格を有しない者が第13条第1項第4号に該当する行為をした日（公正取引委員会が当該行為があったと認める日）から2年を経過していない場合であって、市長が不相当と認める者
- (4) 別表の左欄に掲げる業種に応じ、同表の中欄に掲げる法令等の規定による登録を行っていない者
- (5) 市長が別に定める国税及び地方税を完納していない者
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、代表取締役（個人が事業を行う場合には、その代表）として会社を経営し、又は取締役その他の役員として会社運営に関与し、若しくは実質的に経営を支配していることが判明した者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(参加資格の承認の実施)

第3条 市長は、参加資格の承認を2会計年度に1回行うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、参加資格の承認を受けていない者からの参加資格の承認の申請に係る申請書（以下「中途承認申請書」という。）を受理したときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めたときは、毎年度4月、7月、10月又は1月の初日（以下「承認日」という。）に参加資格の承認を行うものとする。

3 市長は、第6条の規定により参加資格の承認を受けた者で、かつ、第7条に規定する有効期間が満了していないもの（以下「有資格者」という。）から承認を受けた業種又は部門のほか、新たな業種又は部門を追加の承認の申請に係る申請書（以下「追加承認申請書」という。）を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、承認日に参加資格の業種又は部門の追加について承認を行うものとする。

（承認の申請）

第4条 申請者は、建設関連業務競争入札参加資格承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表の中欄に掲げる法令等の登録を行ったことを証する書類の写し
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格申請書総括表（様式第2号）
- (3) 技術職員名簿（様式第3号）及び当該名簿に記載されている者が有する資格の資格証等の写し
- (4) 参加資格の申請を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（当該事業年度の決算が確定していないときは、その前事業年度）の貸借対照表及び損益計算書並びに法人にあっては、利益処分に関する書類の写し
- (5) 市長が別に定める国税及び地方税の納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、必要に応じて、申請者に対し、第6条の規定による審査に必要な書類の提出を求めることができる。

（申請書の受付期間）

第5条 前条第1項の申請書の受付期間は、参加資格の承認を行う日の属する年度の前年度の1月10日から2月末日までの間で、市長が別に定める期間とする。

2 中途承認申請書及び追加承認申請書の受付は、承認日の1箇月前までとする。

（参加資格の審査等）

第6条 市長は、申請書、中途承認申請書又は追加承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認すると決定したときは、建設関連業務競争入札参加資格承認書（様式第4号）を、承認しないと決定したときは、建設関連業務競争入札参加資格不承認書（様式第5号）を申請者に送付するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認すると決定した申請者を遅滞なく、建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿（様式第6号）に登録しなければならない。

（参加資格の有効期間）

第7条 参加資格の有効期間は、市長が指定した2会計年度とする。ただし、有資格者が第4条に規定する申請書を提出したときは、市長が当該申請に係る建設関連業務競争入札参加資格承認書又は建設関連業務競争入札参加資格不承認書のいずれかを送付するまでの間は、有資格者としての期間が満了した後においても、なお参加資格を有するものとする。

（変更届）

第8条 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その事実を証する書類を添えて、遅滞なく、入札参加資格登録変更届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 法令等の登録の登録番号及び登録年月日
- (2) 商号又は名称
- (3) 住所又は所在地
- (4) 代表者又は受任者の氏名
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平30告示89・一部改正）

（参加資格喪失届）

第9条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、次条に規定する参加資格の承継申請を行う場合を除き、速やかに、入札参加資格喪失届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当したとき。 成年後見人等
- (2) 第2条第4号に該当したとき。 有資格者
- (3) 有資格者が死亡したとき。 その相続人
- (4) 合併により消滅したとき。 その役員であった者
- (5) 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人
- (6) 特別清算が開始されたとき。 その精算人
- (7) 合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その精算人
- (8) 参加資格の承認を受けた部門の営業を廃止したとき。 有資格者

（平30告示89・一部改正）

（参加資格の承継）

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者（当該者が第2条各号のいずれにも該当しない場合に限る。）は、市長の承認を受けて、参加資格を承継することができる。

- (1) 有資格者が死亡したとき。 その相続人
- (2) 法人を設立したとき。 その法人
- (3) 企業再編を行い、合併したとき。 合併後の法人
- (4) 企業再編を行い、分割により建設関連業務の全部又は一部を承継したとき。
承継した法人
- (5) 企業再編を行い、事業譲渡により建設関連業務の全部又は一部を承継したとき。
承継した法人

2 前項の承認を受けようとする者（以下「承継申請者」という。）は、参加資格の承継の原因を証する書面を添えて、入札参加資格承継申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すると決定したと

きは、建設関連業務競争入札参加資格承継承認書（様式第10号）を、承認しないと決定したときは、建設関連業務競争入札参加資格承継不承認書（様式第11号）を承継申請者に送付するものとする。

- 4 参加資格の承継の承認を受けた者の参加資格の有効期間は、当該参加資格の被承継者の有効期間とする。

（平30告示89・一部改正）

（追加承認申請）

第11条 追加承認申請を行おうとする追加申請者は、建設関連業務入札参加資格承認業種（部門）追加申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 追加承認申請をする業種等に係る法令等の登録の通知の写し
- (2) 追加承認申請をする業種等に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書総括表
- (3) 追加承認申請をする業種等に係る技術職員名簿及び当該名簿に記載されている者が有する資格の資格証等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

- 2 市長は、必要に応じて、追加申請者に対し、第6条の規定による審査に必要な書類の提出を求めることができる。

（申請の特例）

第12条 次条第1項第4号の規定により参加資格を取り消された者で、参加資格を制限された期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するためにその日の属する年度に係る参加資格の承認を受けようとするものは、当該参加資格の制限を受けている期間内であっても、第5条第1項に規定する期間内において、当該年度に係る参加資格の承認の申請を行うことができる。

（参加資格の取消し等）

第13条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 第9条各号のいずれかに該当することとなった後に届出がなかったとき。
- (2) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にしたとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により有資格者となったとき。
- (4) 次のいずれかに該当する行為を行ったことが判明し、第15条第1項の規定による資格の制限を受けたとき。

ア 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は同法第198条に規定する贈賄

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反する行為

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、暴力団員が代表取締役（個人が事業を行う場合にはその代表）として会社を経営し、若しくは取締役若しくは監査役として会社運営に関与していること、又は実質的に会社の経営を支配していることが判明した

とき、その他特に不適當であると市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により参加資格を取り消したときは、建設関連業務競争入札参加資格取消通知書（様式第13号）により、参加資格を取り消された者に通知するものとする。
- 3 参加資格を取り消された者は、前項の通知の日から2年間（第1項第4号に該当する場合は、競争入札に参加する資格の制限を受けた期間）は、参加資格を失う。
- 4 第1項第3号又は第5号により入札参加資格を取り消された者は、参加資格喪失期間中、市が発注する業務等を下請けし、又は受託することができない。

（参加資格の抹消）

第14条 市長は、第9条に規定する届出書を受理したとき、又は前条第1項の規定により参加資格を取り消したときは、建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿から当該有資格者の登録を抹消しなければならない。

（参加資格の制限）

第15条 市長は、有資格者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、別に定めるところにより、当該有資格者に対し競争入札に参加する資格の制限（以下「資格制限」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、資格制限を行うときは、あらかじめ、栗原市工事請負業者選定委員会において審議するものとする。
- 3 市長は、資格制限を行うときは、理由を付してその旨を当該資格承認業者に通知しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、参加資格に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に参加資格を受けている者は、当該参加資格の有効期間が満了する日までの間は、第6条の規定による参加資格の承認の決定を受けた者とみなす。

附 則（平成30年3月30日告示第89号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の栗原市建設関連業務に係る競争入札の参加登録等に関する要綱の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市建設関連業務に係る競争入札の参加登録等に関する要綱の規定による様式とみなす。

別表（第2条、第4条関係）

（平30告示89・一部改正）

業種	法令等の登録	部門
測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録	測量一般 地図の調整 航空写真
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録	河川、砂防及び海岸・海洋港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による登録	土質調査 岩盤調査 物理探査 試験・計測 その他
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の第5条の規定による登録	土地調査 土地評価 物件機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償
建築設計	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録	建築 電気設備 機械設備 耐震診断
不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録	
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定による登録	
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定による	

登録

様式 略